

上限時間

教育委員会と校園長は、上限時間の範囲となるよう
教育職員の業務量を適切に管理すること

- 1か月の時間外在校等時間の合計時間 45時間以内
- 1年間の時間外在校等時間の合計時間 360時間以内

(教育委員会規則に根拠規定)

※児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合

- ・1か月の時間外在校等時間 100時間未満
- ・1年間の時間外在校等時間 720時間以内
- ・1年のうち、1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月まで
- ・連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の一か月時間外在校等時間の1か月あたりの平均時間 80時間以内

目的

児童生徒等の資質・能力を育むうえで、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、校務分掌の割り振りや環境整備の取組等を通じて、教育職員の長時間勤務の改善と負担軽減に取り組み、本市学校教育の充実をめざします。

取組概要

教育委員会の取組の方向性 (令和2年度 4月～)

計画的、継続的に様々な方策を検討、実施し、働き方改革の実現に向けた不断の取組を行います。

主な取組(■印は、令和2年度に取り組む項目。□印は、今後、取り組む予定の項目)

- 教育委員会の事業等の精選 ■コンピュータでの動画視聴による研修実施
- 専門スタッフ (SC・SSW) の充実 ■産休開始予定教職員へのサポート
- 学校事務の効率化 ■ワーク・ライフ・バランス研修の充実 ■年休取得促進日の設定
- 部活動指導員の充実 □スクール・サポート・スタッフの配置 □学校徴収金の公会計化

学校園の働き方改革にかかる業務改善事例

働き方改革の実現に向け、取組例を参考に、各学校園において積極的に取組を進めます。

- 業務改善の推進 (校務改善・学校行事の見直し/ICTの活用/会議の効率化/執務環境の整備)
- 教員の意識改革 (働き方改革に対する意識の向上/勤務時間に対する意識の向上)
- 教員の柔軟な働き方の推進 ■教員の在校等時間の把握と活用 ■部活動指導の改善 ■保護者や地域の理解促進

働き方改革と教育活動の充実に向けた取組

教職員の負担軽減を図るとともに、子どもの教育活動の充実に向けた様々な方策を行っています。

- 全中学校への生徒指導主事加配 ■少人数学級編成加配 ■ノークラブデーの実施 ■学校閉庁日の実施
- 定時退勤日の設定 ■ICT化の推進 ■小学校外国語指導教員の配置 ■保護者向け協力文書の発信

長時間勤務の改善・教職員の負担軽減

堺の教育の充実